

学校法人千葉敬愛学園役員等報酬規程

最終改正 令和3年10月28日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人千葉敬愛学園の役員等の報酬及び退職慰労金、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の定義)

第2条 この規程で役員等とは、学校法人千葉敬愛学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）に定める次の者をいう。

(1) 役員（理事及び監事）

(2) 評議員

(役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬は、次により支給する。

(1) 専任役員等の報酬

区分	報酬月額	備考
理事長	80万円	
常務理事	60万円	週4日勤務（週3日勤務の場合 50万円）
理事	10万円	学外者
常任監事	30万円	週3日勤務
監事	10万円	学外者

※常務理事の業務の一部を分掌する理事（寄附行為第8条第4項）の報酬は理事長が別に定める。

(2) 兼任役員等の報酬

区分	兼務職	報酬月額
教職員	理事長	10万円
	常務理事	8万円
	理事（常勤）	5万円

(3) 評議員の報酬は、役員及び教職員には支給せず、学外者にのみ次の額を支給する。

出席1回 2万円（税込）

(期末手当及び諸手当等)

第4条 役員等の期末手当及び諸手当（通勤手当を含む。）は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号の理事長、常務理事及び常任監事は、給与規程を準用して支給する。ただし、通勤手当については、理事長が特に必要と認める場合は、給与規程にかかわらず、実費相当額を支給することができる。

(2) 前条第2号の者には、それぞれに規定する額を加算して期末手当を支給する。ただし、管理職として重複する者については、当分の間、支給しないものとする。

(3) 前条第1号の理事・監事（学外者）及び第3号の評議員には、期末手当及び諸手当並びに通勤手当相当額は、支給しない。

2 役員には、別に定める学校法人千葉敬愛学園旅費規程に基づいて旅費を支給する。その他職務の執行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給)

第5条 役員等の報酬及び期末手当並びに諸手当（以下「報酬等」という。）の支給は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号及び第2号に該当する者は、給与規程に定める日に支給する。

(2) 第3条第3号に該当する者は、出席日から1週間以内に支給する。

2 役員等の職を月の途中で退いた場合及び欠けた場合の報酬及び諸手当は、当該月の全額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等の報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。

(退職慰労金の支給)

第7条 退職慰労金は、第3条第1号の理事長、常務理事及び常任監事、並びに同条第2号の理事（常勤）がその職を退いた場合（死亡を含む。）に支給する。

2 退職慰労金は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。

3 役員が不正等で学園に損害を与えたことによりその職を退いた場合にあっては、退職慰労金は支給しない。また、学園の体面を傷つけた場合にあっては同様とする。

4 役員が死亡によりその職を退いた場合の退職慰労金の支給は、千葉敬愛学園退職給与規程第8条に定める遺族の範囲等の規定を準用するものとする。

(退職慰労金の算出方法)

第8条 退職慰労金の算出は、役員がその職を退いた時点で受給していた報酬月額に、別表に定める支給率を乗じて得た額とする。

2 専任及び兼任両方の期間を有する者がその職を退いた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該役員の前在任時の報酬月額に、在任期間に応じた支給率により算出した額の合計額を支給する。

3 役員の前在任期間の計算は、役員に就任した日の属する月から、その職を退いたの日の属する月までとする。ただし、前在任期間が1年未満の場合にあっては、その期間を1年とし、1年を超える前在任期間のうち6か月未満の端数月数にあっては、これを切り捨て、6か月以上の端数月数にあっては、これを1年に切り上げる。前項の場合においても、同様とする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

役員退任慰労金支給率表

在任期間	支給率
1	0.6
2	1.2
3	1.8
4	2.4
5	3.0
6	3.6
7	4.2
8	4.8
9	5.4
10	6.0
11	6.6
12	7.2

* 支給率は在任期間 12 年を上限とする。